

国税の法定期限等以前に将来発生すべき債権を目的として譲渡担保契約が締結され第三者に対する対抗要件が具備されていた場合における国税徴収法24条6項の適用

平成19年2月15日最高裁第一小法廷判決（平成16年（行ヒ）第310号，株式会社オーエムシーカード 対 関東信越国税局長，債権差押処分取り消し請求事件）民集61巻1号243頁

四ツ谷 有喜

【事実概要】

本件の事実関係は、概略以下のとおりである。

平成9年3月31日、X社（原告・被控訴人・上告人）は、訴外A社との間で、A社とB社との間で締結された継続的取引契約に基づいて既に発生し、かつ平成9年3月31日から1年間に発生する売掛代金債権及び商品売買受託手数料債権を目的債権とする集合債権譲渡担保契約を締結し（以下これを「本件集合債権譲渡担保契約」という）¹、平成9年6月4日付内容証明郵便によって、A社が目的債権の債務者であるB社に対して本件集合債権譲渡担保契約の設定を通知した（以下これを「本件内容証明郵便」という）²。他方A社は国税を滞納したため、平成10年3月11日から同月20日までの間に発生したA社のB社に対する上記継続的取引契約に基づいて発生した債権（以下これを「本件債権」という）をY（被告・控訴人・被上告人）がA社に対する国税の滞納処分として差押え、これに関する債権差押え通知書が同年4月3日付け及び同月6日付けでB社に送達され、B社は債権者不確知を理由に本件債権を供託した。

Yは、平成10年4月10日、A社が同日滞納していた国税のうち、本件

債権の発生前に法定納期限等を徒過していた国税債権（以下これを「本件国税債権」という）について、国税徴収法24条1項に基づき譲渡担保財産である本件債権から徴収するため、Xに対し同条所定の告知をした。これに対しXが平成10年5月27日Yに対し、Xが本件債権を譲渡担保財産としたのは本件国税の法定納期限等以前である旨を述べた書面を提出したが、平成13年11月22日Yは、同条3項に基づき、譲渡担保権者であるXを第二次納税義務者とみなし、埼玉地方法務局大宮支局供託官に債権差押え通知書を送達して、B社がした供託金に係る還付請求権を差し押さえた（以下これを「本件差押え」という）。

本件は、YがXを国税徴収法24条3項の第二次納税義務者とみなして本件差押えに及んだことについて、本件債権は本件国税債権の法定納期限等以前にXの譲渡担保財産となっていたものであり、Xは同条6項所定の証明をしたから、本件債権につき同条1項の規定を適用することはできず、本件差押えは違法であるとし、その取消を求めたものである。

第1審（さいたま地判平成15年4月16日民集61巻1号258頁）は、「いわゆる集合債権譲渡契約における債権譲渡の第三者に対する対抗要件としては、指名債権譲渡（民法467条2項）の対抗要件の方法によることとされていることからすれば（最高裁第一小法廷平成13年11月22日、民集55巻6号1056頁参照）、法定納期限等以前に、集合債権譲渡担保契約が締結され、かつ、上記の第三者に対する対抗要件を具備した場合には、将来生ずべき債権についても譲渡担保権者は国税に優先するとみるのが相当である。けだし、この場合、譲渡担保権者は、譲渡担保契約により種類、期間等で範囲を画され、譲渡担保の目的となった債権については法定納期限等の前後を問わず、将来発生すべきものを含めて全体的・確定的に譲渡されて担保財産となったと理解するのが普通と考えられるからである」とした上で、このように解することによって国税徴収法24条6項の譲渡担保財産となった時期が譲渡担保契約時と解されることが国税徴収法の趣旨を没却することになるとのYの主張に対しては、「国税徴収の観点からみて不当に不

都合な結果をもたらすというのであれば、別途立法的な解決が図られるべきであり、最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁から、「徴収不能財産を創出し、国税徴収権に不利益を与える意図の下に脱法目的で集合債権譲渡担保契約が締結されたと見られるような事情が窺えるときは、当該契約の全部又は一部を否定することも考えられる」が、本件事案においては、そのような事情は窺えないとしてXの請求を認めた。

これに対してYが控訴した。原審（東京高判平成16年7月21日民集61巻1号273頁）³は、（将来債権を含む）集合債権譲渡担保契約については、「譲渡担保権者が具体的に把握する担保価値は、債権が発生しない限り、担保権を実行することができる状態にはないのであって、将来債権について権利行使可能となるのは、あくまでもその債権の発生を前提としているというべきである。すなわち、譲渡担保権者は、現実に債権が発生して初めて具体的な担保としての価値を把握することができる。しかも、担保権実行前の段階では、本件のように譲渡人である担保設定者に取立権を付与するなど発生した債権を取り立てることができる措置が講じられているのが一般的であり、個々に発生し、かつ、弁済により消滅していく債権のうち、結局、担保権者が把握する担保価値は担保権実行の時点で現実に存在している債権の残高であるということが出来る」として、将来発生する債権を譲渡した場合の債権の移転時期を債権発生時点であるとしてXの請求を棄却した。

これに対してXが上告したのが本件である。Xの主な上告理由は、①集合債権譲渡担保契約についても民法467条の規定に従い対抗要件を具備することができ、この対抗要件具備によって租税等の公債権に対する関係においても譲渡担保権者は対抗しうる地位にあると考えるべきである、②国税徴収法24条6項にいう「譲渡担保財産となっている事実」を判断するに際して、将来債権を目的債権とする集合債権譲渡担保の場合にのみ「債権の発生」と解することは不当である、というものである。

【判旨】 破棄自判

「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである（最高裁平成9年（オ）第219号同11年1月29日第三小法廷判決・民集53巻1号151頁参照）。また、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができるのである（最高裁平成12年（受）第194号同13年11月22日第一小法廷・民集55巻6号1056頁参照）。以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば国税徴収法24条6項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は『国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている』ものに該当すると解するのが相当である。」

【評釈】

1 本判決の位置づけ

本判決は、将来債権を含む集合債権譲渡担保契約について対抗要件が具

備された後に発生した譲渡対象債権について、国税徴収法24条6項にいう「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実」としては、原則として集合債権譲渡担保契約の締結と対抗要件の具備で足りる旨を判示したものである。

将来債権を含む集合債権の有効性については、集合債権譲渡担保契約締結時から8年7ヶ月を経過した集合債権譲渡担保契約の有効性に関する最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁（以下「平成11年判決」という）が、「債権譲渡契約にあっては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべきいくつかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」としつつ債権譲渡契約締結時に目的債権の発生可能性が低かったことは、当該債権譲渡契約の有効性を当然に左右するものではないと解するのが相当である、としてこれを認めている（もっとも、同判決が、「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、…契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の以上の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべきである」としている点に注意する必要がある）。

平成11年判決においては、主として上記のような債権譲渡契約の有効性が争われており、他方で債権譲渡契約締結時以後、目的債権が発生する以前に対第三者対抗要件を具備した場合における対抗要件の効力発生時期等については、明確な態度が示されていなかった。

将来発生する債権を含む集合債権譲渡担保契約における債権譲渡の対第三者対抗要件の具備方法及びその効力発生時期については、最判平成13年

11月22日民集55巻6号1056頁（以下「平成13年判決」という）⁴が、「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの1つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。したがって、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したものとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない」として、①将来債権を含む集合債権譲渡担保契約について譲渡目的債権発生以前に対抗要件を具備することが可能であること、②担保権実行の通知を第三債務者に対してするまで取立権限を譲渡人に付与し、取り立てた金銭の譲受人への引渡を不要とする旨の合意がされていることは、対抗要件の効力に影響を及ぼさないことを示した⁵。

本判決は、将来発生すべき債権を目的とする集合債権譲渡担保契約締結においては債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡目的債権は譲渡担保契約によって確定的に譲渡人から譲受人へと確定的に譲渡されているとし⁶、この場合の対抗要件具備について平成13年判決の上記①を前提とした上で、国税徴収法24条6項の解釈にあたっては、国税の法定納期限等以前に上記付款のない（集合）債権譲渡担保契約が締結され、これについて第三者対抗要件が具備された場合には、譲渡対象債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法

定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解すべきである旨判示したものである。

2 将来債権の譲渡担保の場合における債権の移転時期及び対抗要件の効力発生時期に関する学説の動向

第一に、将来発生する債権を目的債権とする（集合）債権譲渡契約の有効性について、かつては債権譲渡契約締結時における目的債権の発生可能性を有効要件とする説が存在したが、近時の多数説は、これを否定し、むしろ「目的債権の特定性」の観点から債権譲渡契約の有効性を判断すれば足りるとの立場を採る⁷。

第二に、将来発生する債権を目的債権とする債権譲渡契約が認められるとして、①目的債権が移転するのは何時の時点か②債権譲渡契約締結後、目的債権発生以前に対抗要件具備行為（具体的には民法466条にいう確定日付ある通知又は承諾）があったとして、対抗要件の効力が発生するのは何時の時点かということが論じられなければならない。②の点について学説は、仮に対抗要件の効力発生時期が具体的に目的債権が発生した時期であるとすると、将来発生する債権が具体的に発生する以前に二重に譲渡され、各々について目的債権発生以前に先後して対抗要件が具備された場合に、各譲受人の優劣を決することはできないという結論を導き出すこととなり、このような結果は妥当性を欠くのであるから、「いずれが先に確定日付ある通知を行い、または、承諾を得たかによって決められるべき」であり、このような結論を導き出す前提として、対抗要件具備行為時に対抗力も発生すると解すべきであるとする⁸。そして、このような結論を導き出す前提として①の点については、譲受人が取得していない権利について「権利取得の対抗要件具備」だけが先行するということは論理矛盾であることからすれば、「将来債権譲渡の場合の債権の移転時は、各債権の発生時ではなく譲渡契約時でなければならない」としている⁹。

他方で、このような考え方を採ることによって未だ第三者が差押えなど

を行い得ない時点で、譲受人のみが債権の譲渡を受けることが不当であるとし、将来債権の譲渡契約の有効性について目的債権発生の法律基礎を必要とするとの立場を採った上で、「物的支配の観点から債権の基礎的法律関係が生じた後で、かつ、公平の観点から第三者の差押えが可能な時点後でなければ、対抗要件を備えることができない」とし、そもそも対抗要件を具備することができる時期自体を限定する考え方も存する¹⁰。

3 検討

本判決は直接的には国税徴収法24条6項の解釈について判断を下したものであり、将来発生する債権の譲渡契約が締結され、これについて対抗要件が具備された後に具体的に目的債権が発生した場合における「債権の移転時期」や「対抗要件の効力発生時期」については、判断を留保したとされている¹¹。また、本判決については「いわば肅々とこれまでの最高裁判例に沿った判断を示したに過ぎない」とも評されている¹²。ただ、本件事案が担保目的の債権譲渡であったことから譲渡目的債権について担保権者（＝譲受人）に弁済するよう第三債務者に通知されるまでの間、譲渡人に取立権及び取り立てた債権の受領権限を認めていた事案であったこと、他方で本判決は「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり…」と述べた上で、本件事案において、ここにいる「特段の付款」の存在は認められないとして結論を導き出している点に注意する必要がある。

なぜならば「債権とは何か」ということの説明に際して「特定人（債権者）が特定の義務者（債務者）に対して一定の給付を請求し、債務者の給付を受領して保持すること…が法認されている地位（権利）をいう」表現が用いられることがあり¹³、また「債権者が債務者からの給付を保持することのできる権能（給付保持力）を中心に債権概念を把握する立場」¹⁴があ

ること、少なくともこのような捉え方を加味した上で債権概念を説明する¹⁵のが近時の多数説であることを考え合わせると、本件事案における譲渡人に対する取立権及び取り立てた債権の受領権限の留保があったことによって、「債権譲渡の効果の発生を留保」されていたと見ることも可能であるにもかかわらず、本判決においては、この留保が「特段の付款」とは認められていないと考えられることからすれば、本判決が結論を導き出す前提として債権概念をどのように捉えていたのかという点を論じる必要があるからである¹⁶。

本件事案に即して考えてみると、譲渡目的債権の発生原因はA社とB社との間の継続的取引契約であり、継続的取引契約の当事者関係においては基本契約とこれに基づく個別具体の契約(例えばB社の発注行為とこれに対するA社の応答によって成立すると考えられる個々の売買契約)が締結されると考えられ、他方で従前、集合債権譲渡(担保)契約について論じる際に念頭に置かれていた譲渡目的債権とは、ここでいう「個別具体の契約」が成立することによって発生する債権を指すものと考えられる。ただ、本件事案における譲渡目的債権のような継続的取引契約に基づく売掛代金債権及び商品売買受託手数料債権との関係で見ると、商品の買主側(=売掛代金債権の債務者)からの発注に応じて債権が発生するが、弁済期については個々の債権毎に定まるのではなく基本契約において定められている一定の時期(例えば月末)として定められていることからすれば、個別具体の契約は一定時期に請求することができる債権額を確定する程度の意味しか有していない。そうすると、集合債権譲渡(担保)契約について論じる際には、個別具体的な契約に基づいて発生する債権あるいは、一定時期毎に請求しうる債権それ自体についてのみ議論し、その債権が将来発生するか否かであるとか、その移転時期をどう観念するかということのみが論じられれば足りるということにはならないのではあるまいか。

少なくとも継続的取引契約に基づいて発生する債権の譲渡について論じる際には、継続的取引契約自体に基づいて発生する債権というものを観念

し、これについて譲渡の効力発生時期や対抗要件具備（とその効力発生時期）を論じることが可能であり、かつ必要だといえよう¹⁷。また、このような局面における個別具体の契約の役割は、継続的取引契約自体に基づいて発生する債権の現実化あるいは具体化にあると考えるべきであろう。

そうすると、本件事案においては継続的取引契約自体に基づいて発生した「抽象的な債権（群）」をA社からX社へと一括して譲渡し、これについて（担保目的で）対第三者対抗要件を具備したということができるのであって、まさしく（抽象的な）債権自体の（担保目的物としての）帰属は担保権者であるA社にあり、そのことを第三者にも対抗することができると考えられる。そして、このように考えるとすれば本件事案における譲渡人への取立権及び債権の受領権限の留保は、担保としての目的を達成するための方途であって債権譲渡の効果の発生を留保する特別の付款ではないと捉えることができる。

既に述べたとおり本判決は直接的には国税徴収法24条の解釈について判示したものであるが、結論を導き出す前提として述べられていることについては、以上のような分析が可能である。

ただし、ここで述べた「抽象的な債権（群）」を容易に観念しうるのは（一つの）継続的取引契約における場合のみである。従って、広く「将来発生する債権の譲渡」全般について、このようなことが言えるかという点については判然としない。したがって、本判決が結論を導き出す前提としている部分について、あえて「射程」のようなものを考えるとしても、継続的取引契約に基づいて発生する債権譲渡の場合に限定するべきであると思われる。

- 1 本件集合債権譲渡担保契約の被担保債権は、X社の訴外C社に対する一切の債権であり、A社はC社の物上保証人である。
- 2 この通知は、同月5日にB社に到達している。
- 3 原審判決の評釈として、さしあたり池田真朗「原審批判」金法1736号9頁を参照。
- 4 本件債権譲渡に関するものであり、本件事案におけるXとY及び譲渡担保権設定者の破産管財人が当事者である。
- 5 なお、債権譲渡予約がされており債権譲渡予約について確定日付ある証書によって対抗要件が具備され、その後予約完結権が行使されたという事案に関する最判平成13年11月27日民集55巻6号1090頁は「指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされてお、債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできないと解すべきである」としている。
- 6 ただし、いつの時点で譲渡人から譲受人へと債権が移転するのかということについて本判決は明示していない。しかし原審判決が債権の移転時期を債権発生時としていたこととは立場を異にしている点に注意する必要がある（この点について池田教授は「本事案は、これまでの最高裁判決の積み重ねに素直に従えば、それだけで論理的に問題なく譲受人側が勝訴できるものであったのであり、高裁判決は、…あえて権利移転時期の問題を強調して、かつ、対象債権発生時という基準を採ることによって国税勝訴を導いたわけである。これに対して本判決は、…従前からの判断の筋を述べて、本件のような場合債権が確定的に譲渡されているとして、高裁判決の債権発生時移転という構成による論理を否定した」と評している（池田真朗「本判決評釈」金法1812号（2007年）32頁）。
- 7 この立場を明確に示すものとして高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件（上）」NBL234号（1981年）10頁。両説の概略及び両説と平成11年判決との関係について論じるものとして、道垣内弘人「将来債権の包括的譲渡の有効性と対抗要件」ジュリスト1165号（1999年）70頁以下を参照。なお、道垣内教授は、同論文の中で平成11年がいずれの説の立場を採ったかという点について分析を加える。すなわち、於保博士が目的債権の発生可能性を有効要件とする理由として、「処分の行為については、処分の物体が取引能力を有しなければならぬ」という点を挙げることとの関係で、ここにいう「取引能力」を「取引適格性」と読み替えた上で、平成11年判決は近時に有力説に従ったものとは言い切れず、「平成11年最高裁判決もまた、譲渡される債権に＜取引適格性＞を要求しており、その要件のなかで射倖性をコントロールしていると考

108 国税の法定期限等以前に将来発生すべき債権を目的として譲渡担保契約が締結され第三者に対する対抗要件が具備されていた場合における国税徴収法24条6項の適用（四ッ谷）

えるべきではないだろうか。言い換えれば、いまだに保博士の論理枠組みのなかにある、と解されるのである」と指摘される。

- 8 道垣内・前掲（注7）77頁。
- 9 池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂・2001年）379頁。
- 10 鳥谷部茂「無限定な包括的将来債権譲渡の効力」伊藤進他編『担保法の判例Ⅱ』（1994年）74頁。
- 11 調査官は、本判決は、「将来債権の移転時期」についての判断を留保していると述べる（増田稔「時の判例」ジュリスト1340号（2007年）104頁。
- 12 池田真朗「本判決評釈」金法1812号（2007年）31頁。
- 13 金子宏他『法律学小辞典〔第4版〕』（有斐閣・2004年）421頁。
- 14 潮見佳男『プラクティス債権総論〔第3版〕』（信山社・2007年）4頁。
- 15 このような立場から説明するものとして例えば、河上正二『民法総則講義』（日本評論社・2007年）4頁。
- 16 さらに、原審判決においては債権の移転時期を論ずるに際して「…担保権実行前の段階では、本件のように譲渡人である担保設定者に取立権を付与するなど発生した債権を取り立てることができる措置が講じられているのが一般的であり、個々に発生し、かつ、弁済により消滅していく債権のうち、結局、担保権者が把握する担保価値は、担保権実行の時点で現実に存在している債権の残高であるということが出来る。そうであるとすれば、将来発生する債権を譲渡した場合に、その債権が譲受人に移転するのは、その債権が発生した時点である」と理解することが合理的であると判示している。
- 17 ただし、ここで述べた「継続的取引契約自体に基づいて発生する債権」と「契約上の地位」の異同について論じられる必要がある（道垣内弘人「本判決コメント」NBL854号（2007年）47頁において、このことが指摘されているものと思われる）。

※ 本稿脱稿後に、森田宏樹「本判決評釈」平成19年度重要判例解説（2008年）74頁に接した。